

年末年始における臨時駐車場開設に伴い、 運用方法を変更します

東京空港事務所及び東京国際空港混雑対策協議会から令和6年度の羽田空港第1タクシー待機所の一部を使用した繁忙期臨時駐車場開設及び第1タクシー待機所減少分の代替地として、国際線旧PCR検査場跡地を臨時タクシー待機所用地として使用していただきたいとの要請がありましたので、臨時駐車場開設期間中における臨時タクシー待機所について下記のとおり運用いたします。

臨時駐車場開設期間（開設マーク ）

・ 年末年始（13日間）

令和6年12月

日	月	火	水	木	金	土
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

令和7年1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			元日			
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
	成人の日					
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

・ 多客期（20日間）

令和7年2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
		建国記念の日				
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	
天皇誕生日	振替休日					

令和7年3月

日	月	火	水	木	金	土
16	17	18	19	20	21	22
				春分の日		
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

※ 開設期間は変更となる場合があります。

2 臨時駐車場開設時間 09:00 ~ 17:00

3 第1 タクシー待機所

- (1) 待機レーンは図1のとおりとし、一般レーン及び外国人旅客接客研修者（おもてなし）レーンの運用については休止し混在待機とする。
- (2) 神奈川車レーンは第1及び第2ターミナル混在待機とする。

図1 第1 タクシー待機所



※待機方法については指導員の指示に従ってください。

4 臨時タクシー待機所

- (1) 臨時タクシー待機所は赤枠内となり、入出庫方法は図2のとおりとする。湾岸道路方向から右折入構不可。
- (2) 乗り場別の待機レーンの設置なし。一般車及びおもてなし車は2レーンで混在待機（約70台）とする。
- (3) 無線車及びハイヤーは図2の青枠内に待機する。
- (4) 仮設トイレは設置する。
- (5) 第1タクシー待機所が満車となった時点で臨時タクシー待機所を開設することとし、臨時タクシー待機所開設時はセンター指導員の指示に従い、臨時タクシー待機所を経由し第1タクシー待機所に順次回送する。臨時タクシー待機所出庫時に回送券を配布し第1タクシー待機所入口で回収する。
- (6) 臨時タクシー待機所から第1タクシー待機所に回送された車両については第1タクシー待機所内の空いている乗り場別待機レーンに入構する。（乗り場選択不可）
- (7) 臨時タクシー待機所から第1タクシー待機所への入路は図3のとおりとする。

図2 臨時タクシー待機所

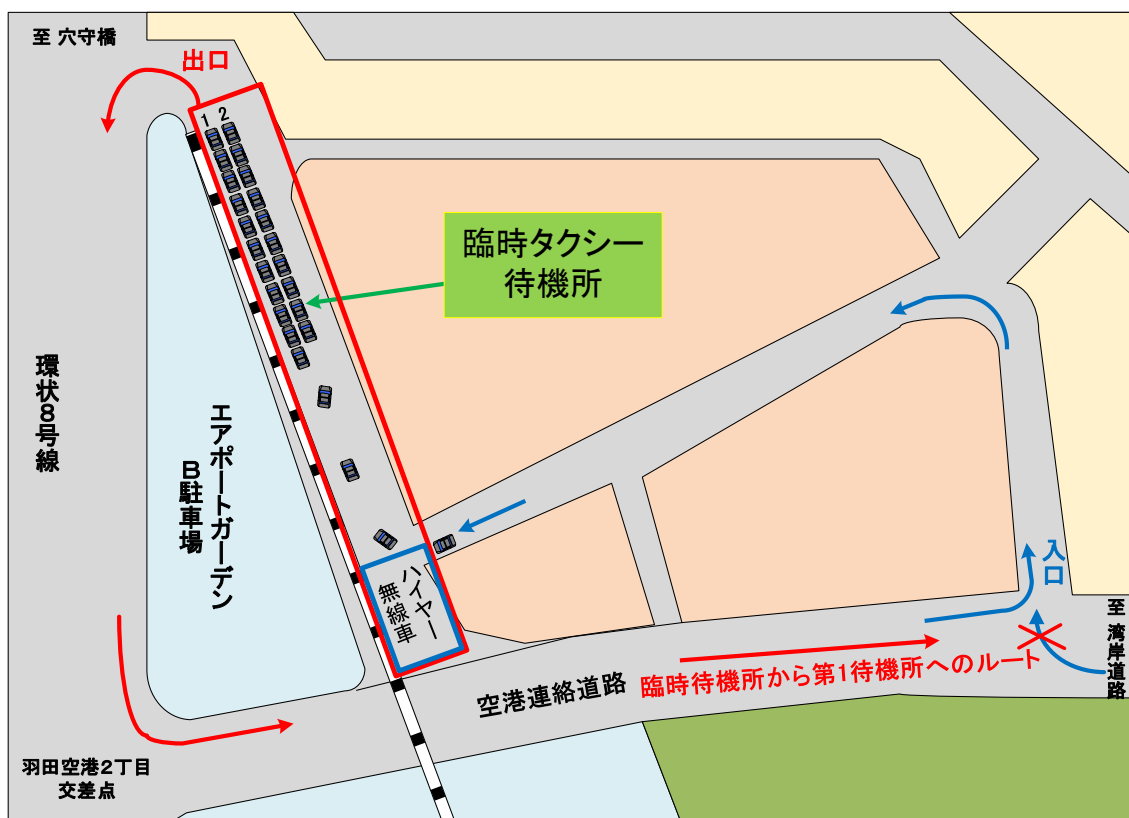
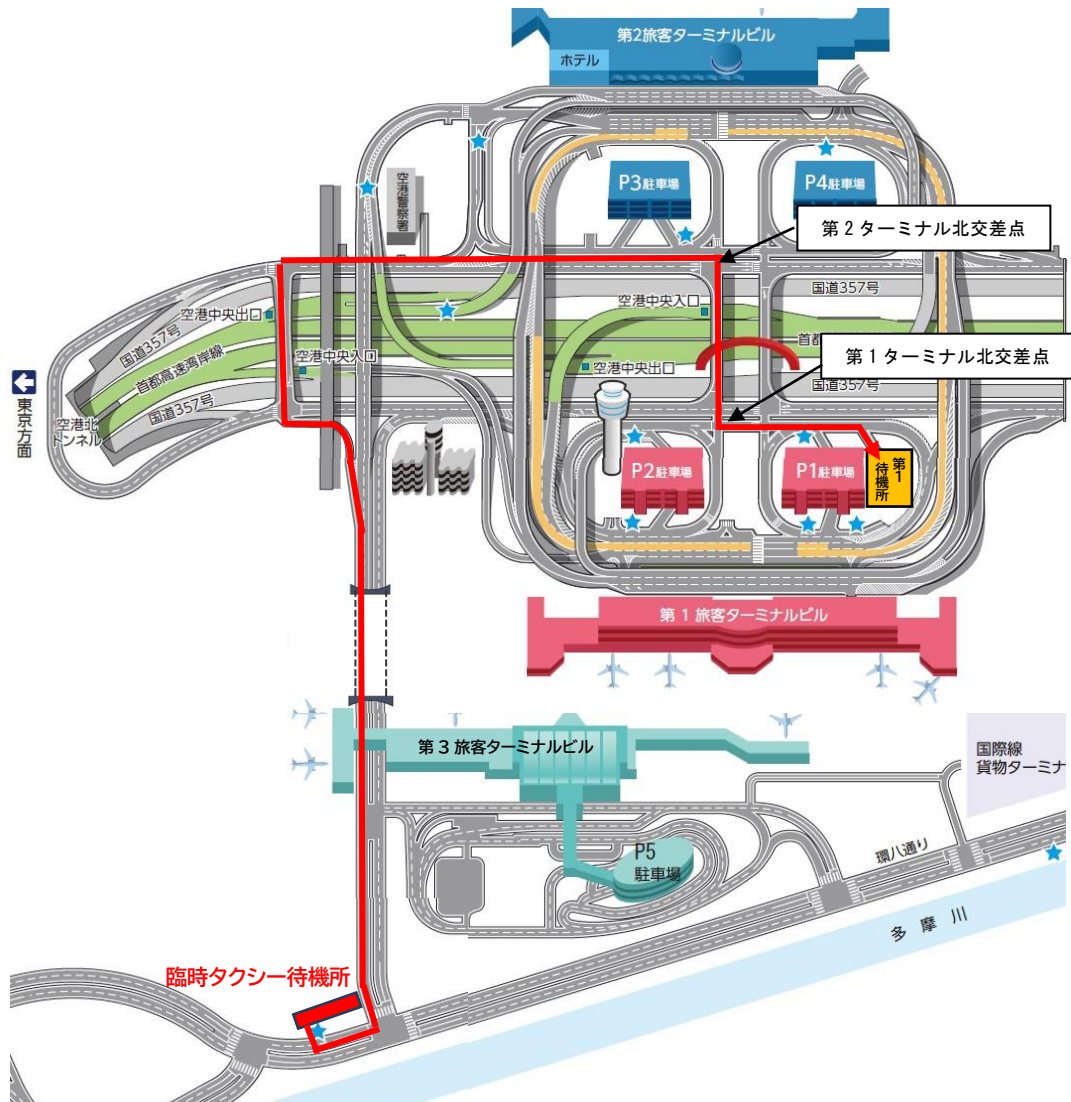


図3 臨時タクシー待機所から第1タクシー待機所の入路



タクシー乗り場管理運営委員会羽田空港委員会 事務局
問合せ先 (公財) 東京タクシーセンター 指導部 03-3648-2155